

令和5年10月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年10月4日（水）午前9時30分より、白杵市役所 野津庁舎 3階会議室において、会長が10月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 足田 忠公 委員
6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

10番 後藤 博幸 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

大津 賢治 主幹

付議議案

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 非農地証明願いについて

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

議案第56号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 それでは議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号10番 後藤 博幸委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけますでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。

議案審議に入ります。

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の1ページをご覧ください。

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年10月4日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 553m²を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 13m² 外1筆 合計38m²を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 763m² 外1筆 合計775m²を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号4、(田) 776m²を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

9月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上 野上より、9月27日に、疋田委員、事務局2名、各地区の最適化推進委員さんと実施しました議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、トラクター等により耕されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。譲受人は、申請地の隣の栗畑を借りて管理しており、許可後は栗を植えるほか、一部通路として利用することです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の田で、水稻が作付けされています。許可後は当面これまでどおり管理し、将来はカボスの栽培を考えているとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、水稻が作付けされています。許可後は当面これまでどおり管理し、将来はカボスの栽培を考えているとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第 22 地区 三島推進委員さん、お願いします。

三 島 第 22 地区、推進委員の三島です。

推進委員 番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で、トラクター等により耕作されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

譲受人は現在、市外に住んでいますが、申請地のすぐ横に実家があり、実家の工事後は移り住むとのことです。特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第 2 地区の首藤推進委員さん。

首 藤 第 2 地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。譲受人は、申請地の隣の栗畠を借りて管理しており、許可後は栗を植えるほか、一部通路として利用するとのことで、特に問題は無いと思われます。以上です。

議長 続きまして、第5地区の平松推進委員さん。

平松 第5地区、推進委員の平松です。番号3、4を一括して報告します。

推進委員 番号3の田、番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は合計3筆の田で、水稻が作付けされています。許可後は当面これまでどおり管理し、将来はカボスの栽培を考えているとのことです。特に問題は無いと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 5ページをご覧ください。

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 5 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畝) 720 m² 外 1 筆 合計 813 m² については、賃借権を設定し、店舗の駐車場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、(畝) 201 m² については、所有権を移転し、1 区画の宅地を造成するものです。なお、本件は用途地域外であるため、許可の場合は「特定建築条件付」での許可となります。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

正 田 私正田より、9 月 27 日に実施しました議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畝については、賃借権を設定し、店舗及び駐車場として利用するものです。

申請地は 2 筆の畝で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畝については、所有権を取得し、1 区画の特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。

申請地は 1 筆の畝で、草刈り等により管理されているほか、一部で柿やビワが植えられています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告

します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん、お願いします。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、賃借権を設定し、店舗及び駐車場として利用するものです。

申請地は2筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲は店舗や事務所などが並んでおり、特に影響のある農地もないで問題は無いと思われます。以上です。

首藤 番号2の畠については、所有権を取得し、1区画の特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。

推進委員 申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されていますが、一部で柿やビワが植えられています。申請地周辺は農地と住宅が混在する地域です。

申請地の横の農地も、今後転用の予定があるとのことで、特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第54号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 8ページをお開きください。

議案第54号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年10月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 87 m² 外1筆 合計 98 m² の土地について、内1筆については昭和50年8月14日に5条許可を受け、もう1筆については同時期より駐車場として利用されている土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが地目変更が未登記の土地および、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号2、(畑) 148 m² の土地について、昭和40年頃より物置2棟が建築され、宅地として利用された土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号3、(畑) 82 m² の土地について、昭和47年より住宅が建築されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号4、(田) 1,900 m² の土地について、平成元年頃より耕作されず山林化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

申請地は次の10~11ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願4件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 54 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 54 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11 ページとなります。

議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあたので提案する。

令和 5 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「令和 5 年 10 月 4 日公告予定」になります。

裏面をご覧ください。上段に記載されています農用地利用集積表は令和 5 年 9 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。上段の「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

畠について、2,849 m² 1 筆、合計面積 2,849 m² 1 筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 1 名に対して、借り手も 1 名となります。各筆明細につきましては、下段に掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 5 年 10 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 10 号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 56 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次長 13 ページをご覧ください。

議案第 56 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 5 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。

主幹 それでは別紙、議案第 56 号 農業振興地域整備計画の変更について、説明をさせていただきます。

箇所番号 1 についてですが、農振除外後は資材置場として利用する計画となっております。転用者は建設業を営んでおり、資材置場を探していました。申出地は東九州自動車道の主幹道路等に近く、また、土地の形状もよく、資材の搬入搬出に適しております。他の場所も検討しましたが、希望条件に合わず、当該地が最適と考え、選定したものであります。

次のページをご覧ください。

箇所番号 2 についてですが、農振除外後は工場用地として利用する計画となっております。転用者は各種製造設備の設計製作を行っております。事業拡大のため、新たに工場を建設する用地を探していました。確保できる敷地が広く、建設コストに優れており、既設工場に近く、利便性が高いことから当該地が最適と考え、選定したものであります。

以上、農業振興地域整備計画の変更 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

首 藤 推進委員の首藤です。9月 29 日に現地調査を行いました。申請地は登記地目が田であり、現在、果樹カボス等が栽培されています。

推進委員 転用者は資材置き場として利用するということですが、一部、耕作されていない農地に接している他、周りは宅地や道路に囲まれており、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上です。

議 長 第 6 地区 伊藤推進委員さん、お願いします。

伊 藤 第 6 地区 推進委員の伊藤です。9月 25 日に現地調査を実施しました。申請地は登記地目が田ですが、耕作されていない空き地となっています。

転用者は工場用地として利用するということですが、排水等配慮した計画をしており、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。稼働中の工場に隣接する箇所であり、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。

以上、調査報告となります。委員皆さまの慎重なご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 56 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。